

## はじめに

本市の自殺者の状況は、平成 29 年の人口動態統計による自殺者数が 12 人、人口 10 万人当たりの自殺死亡率が 44.2 であり、全国に比べて高い状況が続いております。

自殺対策については、平成 18 年の自殺対策基本法の制定を契機に、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるとともに、国を挙げて総合的な自殺対策に取り組んできておりますが、いまだ自殺で多くの方のいのちが失われております。

こうした中、国では、平成 28 年に自殺対策基本法を改正し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことを基本理念に明記するとともに、地域における自殺対策の格差を解消し、必要な支援が受けられるよう、都道府県及び市町村が自殺対策計画を新たに策定することになりました。

今回策定した「男鹿市自殺対策計画」に基づいて、国や県などの関係機関・町内の関係団体をはじめ、地域の皆さんと協力して、「オール男鹿」で「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良い男鹿」の実現を目指します。

市民の皆さんのより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 31 年 2 月

男鹿市長 菅 原 広 二

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨等

- 1. 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4. 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第2章 男鹿市における自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第3章 自殺対策の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

## 第4章 いのちを支える自殺対策における取組・・・・・・・・・・・・・・ 21

- 1. 生きる支援の7本柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  - (1) 地域におけるネットワーク強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
  - (2) 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
  - (3) 市民への啓発と周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - (4) 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
  - (5) 子ども・若年層への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
  - (6) 高齢者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
  - (7) 失業・無職・生活に困窮している人への支援・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2. 生きる支援関連施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

## 第5章 自殺対策の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

## 第6章 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

- 1. 自殺対策基本法（平成28年4月改正）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 2. 自殺総合対策大綱（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 3. 男鹿市自殺対策推進本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1. 趣旨

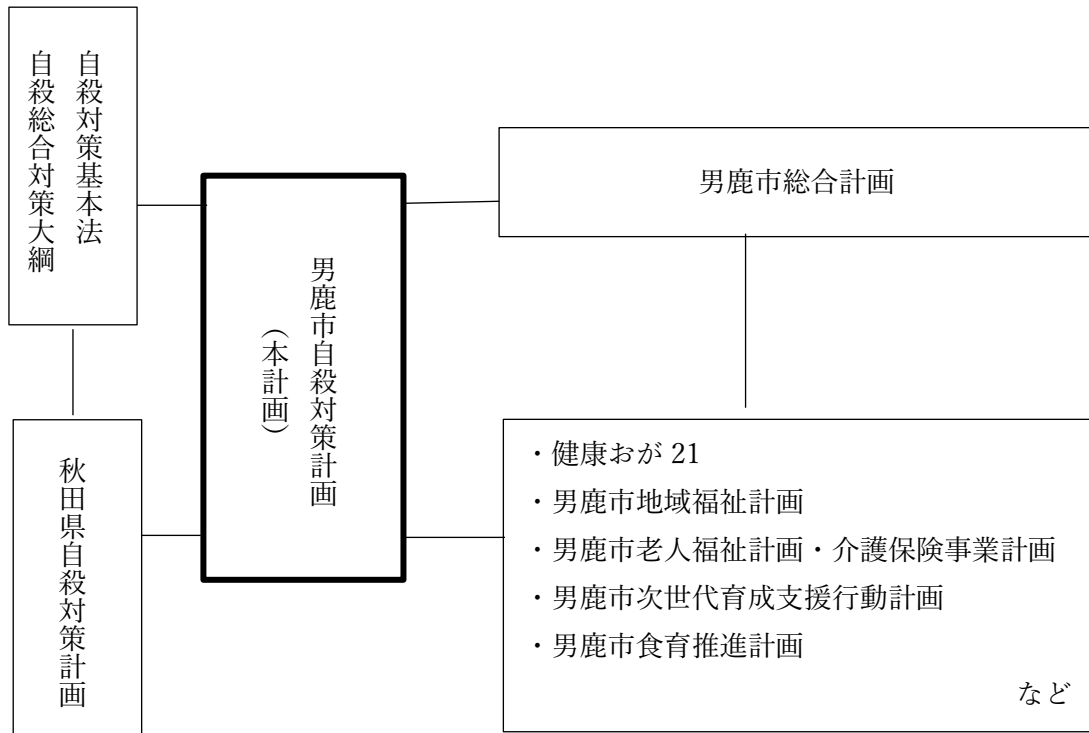
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の原因には、健康問題のほか、経済・生活問題、職場や学校での悩みなど様々な問題があります。複数の問題を抱えてしまうことで更に悩み、追い込まれると共に、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないなどの役割喪失感、与えられた役割の過重な負担感などと相まって「死ぬしかない」といった心理状態に陥り、計画的もしくは衝動的に自殺してしまうと考えられます。

このような自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であるため、個人の問題にとどめず社会的な問題として自殺対策に取り組んでいく必要があります。平成28年4月1日に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の改正法が施行され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、都道府県、市町村において自殺対策計画を策定し、PDCAサイクルに基づき、地域レベルでの実践的な自殺対策を推進していくこととなりました。男鹿市自殺対策計画は、この改正法に基づき策定するものです。

本計画の実行を通して、「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良い男鹿」の実現を目指します。

## 2. 計画の位置付け

この計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定する「市町村自殺対策計画」です。また市政の運営指針である「男鹿市総合計画」や、本市に関連する各計画との整合を図り、一体的に推進するものとします。



## 3. 計画の期間

大綱は、概ね 5 年を目途に見直しが行われることとされているため、この計画の期間は平成 31 年度を初年度とし、平成 35 年度を目標年度とする 5 年間とします。

#### 4. 計画の数値目標

大綱における数値目標は、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数。以下、「自殺率」という）を平成 27 年と比べて平成 38 年（人口動態統計の平成 37 年実績値を対象とする）までに 30% 以上減少させることとされています。

これを踏まえ、本計画においては、平成 35 年の自殺者数を 4 人以下とするとともに、長期目標としては、平成 38 年までに自殺者数を 3 人以下とし、自殺率の減少を目指します。

		H27	H29	H31	H32	H33	H34	H35	H37
		大綱の 基準年		男鹿市自殺対策計画の期間（5年）					大綱の 目標年
男鹿市	自殺率	17.7	44.2	35.4 以下	28.3 以下	21.2 以下	17.7 以下	14.2 以下	12.4 以下
	自殺者数	5人	12人	10人 以下	8人 以下	6人 以下	5人 以下	4人 以下	3人 以下
秋田県	自殺率	25.7	24.4	22.4 以下	21.6 以下	20.8 以下	20.1 以下	19.3 以下	16.8 以下
	自殺者数	262人	242人	220人 以下	210人 以下	200人 以下	190人 以下	180人 以下	150人 以下
全国	自殺率	18.5	16.8	—	—	—	—	—	13.0 以下
	自殺者数	23,152 人	21,017 人	—	—	—	—	—	16,000 人以下

※1 男鹿市の数値について

- ① 自殺率：平成 27、29 年は厚生労働省「人口動態統計」より。
- ② 自殺者数：平成 27、29 年は厚生労働省「人口動態統計」より、平成 31～35 年、37 年は目標数値。

※2 秋田県、全国の数値について

平成 27、29 年は厚生労働省「人口動態統計」の数値。その他、秋田県自殺対策計画より。

## 第2章 男鹿市における自殺の現状

男鹿市の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」※1、自殺総合対策推進センター※2が自治体ごとの自殺実態を示した「地域自殺実態プロフィール」、ならびに「健康おが21」の中間評価アンケートより調査結果を次のようにまとめました。

- 男鹿市の年間自殺者数は平均 10.6 人であり（平成 20 年から平成 29 年）、自殺率は全国、秋田県より高い。
- 自殺者は、男性が女性より多い。
- 最も多かった 70 代の自殺者は、減少後、横ばい傾向にある。
- 自殺者は、同居者がいる場合のほうが、いない場合より多い。
- 高齢者、生活困窮者、無職者・失業者に自殺者が多い。
- 10 人に 1 人が、1 か月の間に死にたいと思ったことがあった。
- 10 人に 1 人が、身近に悩みや心配事を聞いてくれる人がいないと感じている。
- 身近な人が悩んでいるときには、10 人に 8 人が何らかの働きかけをしたいと考えている。

### ※1 自殺実態の分析にあたって

分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました（自殺死亡率とは、人口 10 万人当たりの自殺死亡者数を指します）。なお、両者の統計には以下のような違いがあります。

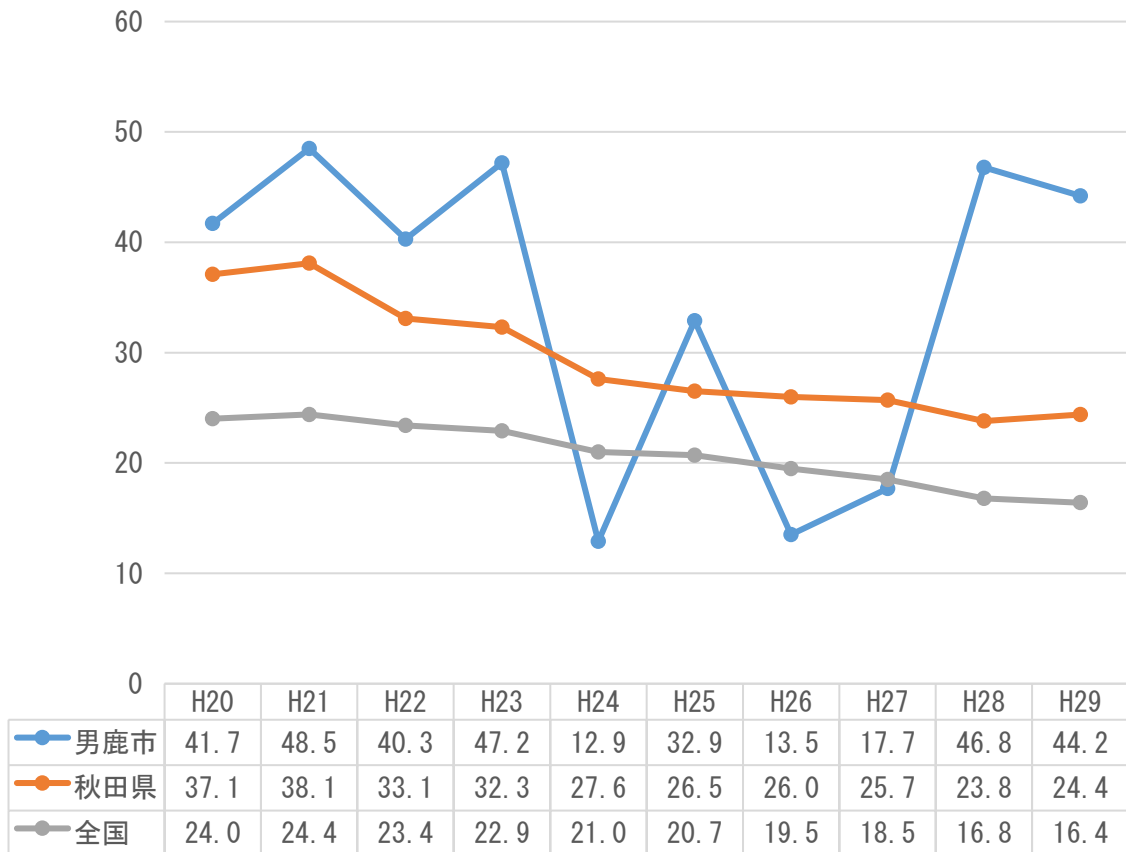
- ① 調査対象の差異：厚生労働省の人口動態統計は、国内の日本人を対象としているが、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。
- ② 計上方法の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。警察庁の自殺統計は、捜査等により自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

### ※2 自殺総合対策推進センターとは

改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策の PDCA サイクル（Plan 計画→Do 実行→Check 評価→Act 改善の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法）に取り組むためのさまざまな情報の提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に設立された厚生労働省所管の組織。

### 1. 全国、秋田県、男鹿市の自殺率（人口10万人当たり）

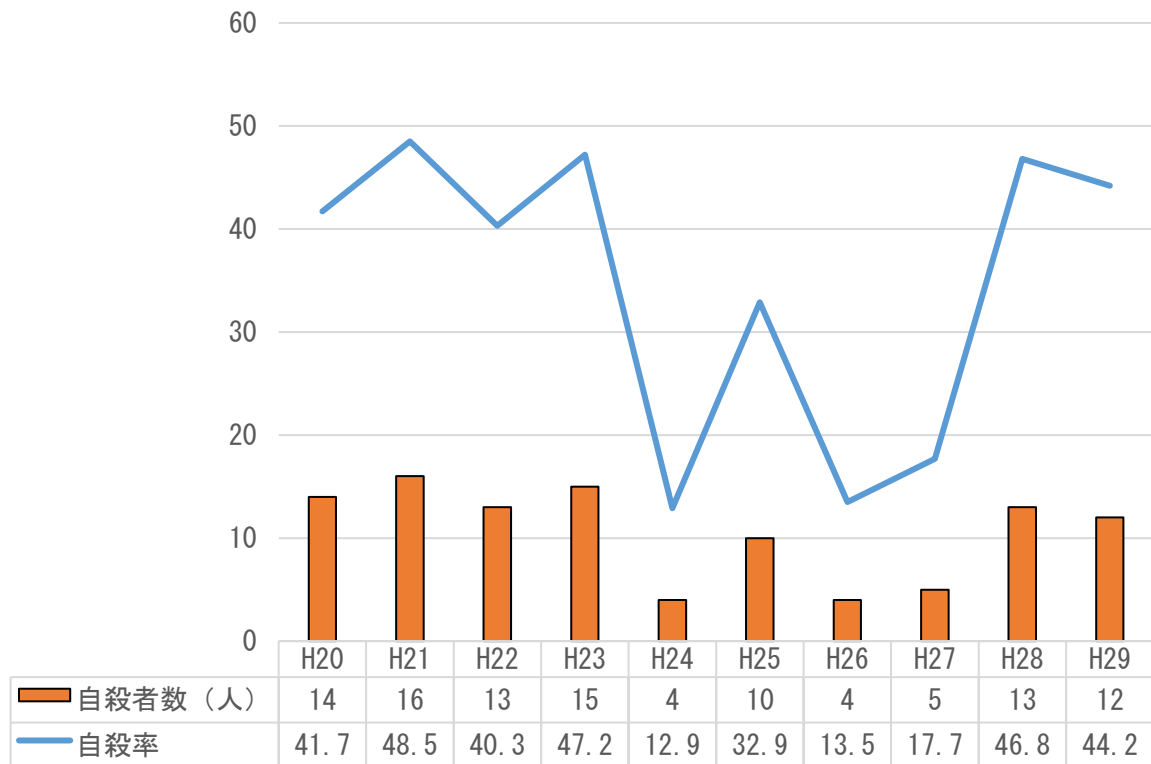
自殺率は、一時、全国、秋田県より改善されましたが、再び悪化しています。



出典：厚生労働省「人口動態統計」

## 2. 男鹿市の自殺者数、自殺率の推移（人口 10 万人当たり）

過去 10 年間（平成 20 年から平成 29 年）の年間自殺者数は平均 10.6 人です。

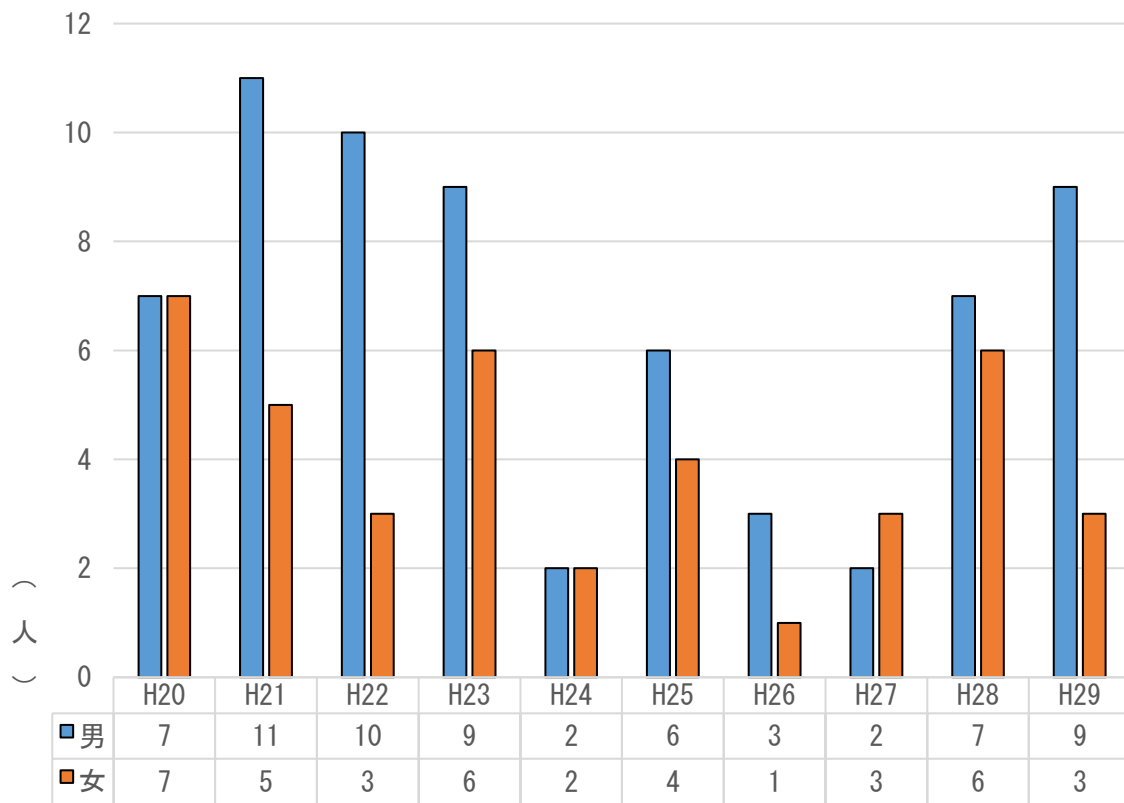


出典：厚生労働省「人口動態統計」



### 3. 男女別（平成 20 年から平成 29 年）

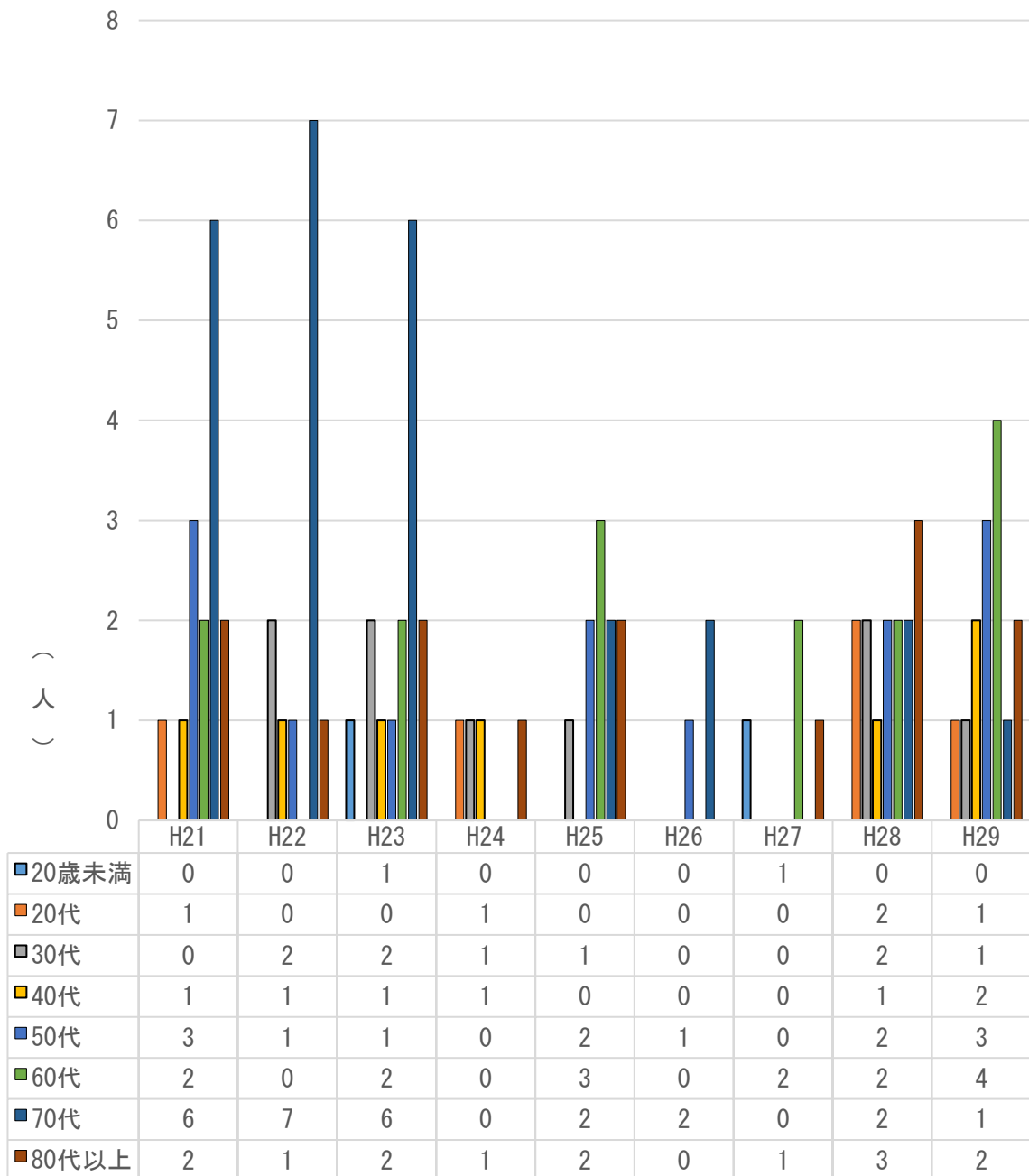
自殺死亡者数は、男性が女性より多い傾向にあります。



出典：厚生労働省「人口動態統計」

#### 4. 年代別（平成 21 年から平成 29 年）

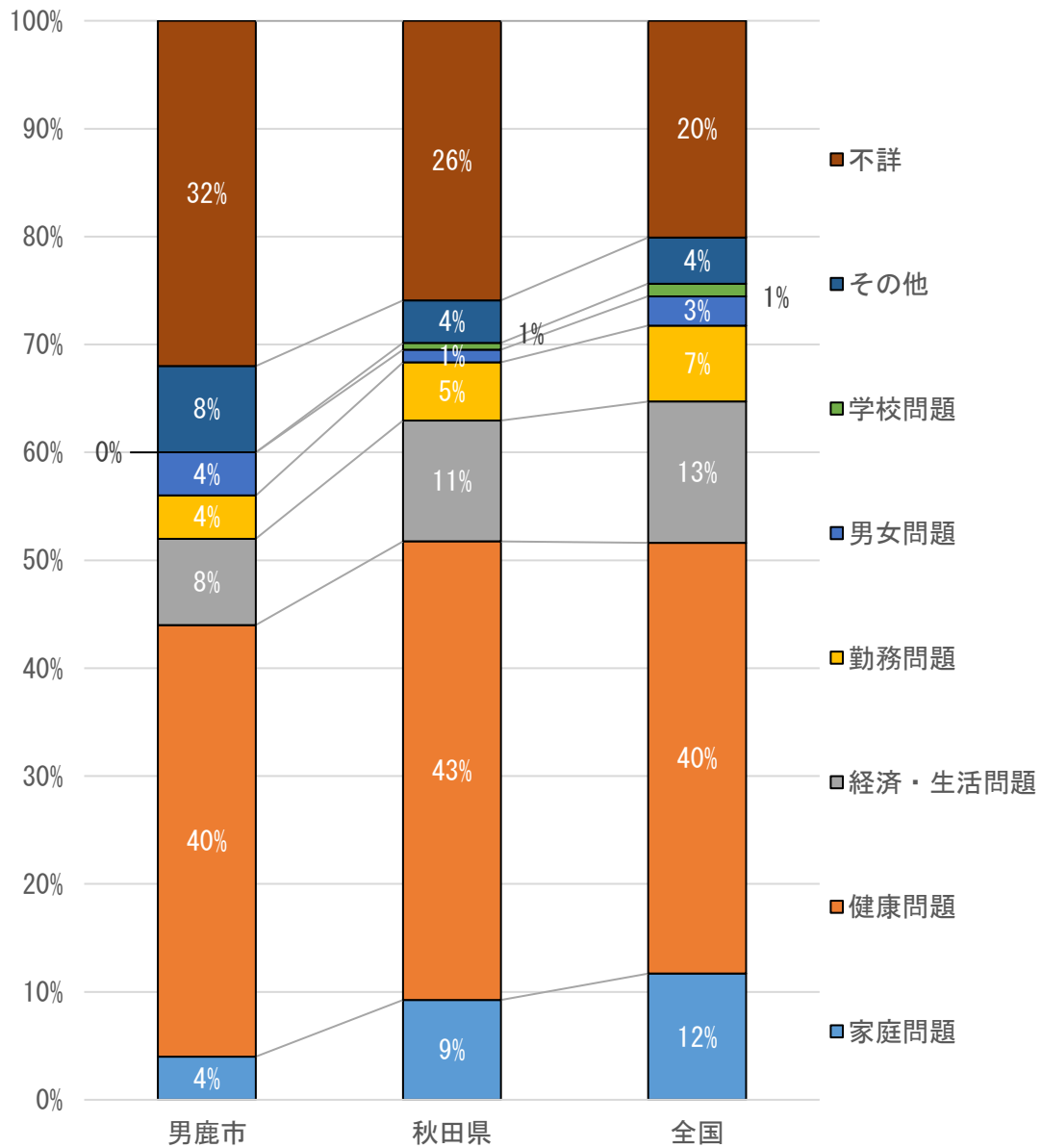
平成 23 年まで 70 代の自殺者が最も多い状況でしたが、その後は減少し、横ばいで推移しています。



出典：警察庁「自殺統計」（自殺日・住居地）

### 5. 原因別（平成 25 年から平成 29 年の合計）

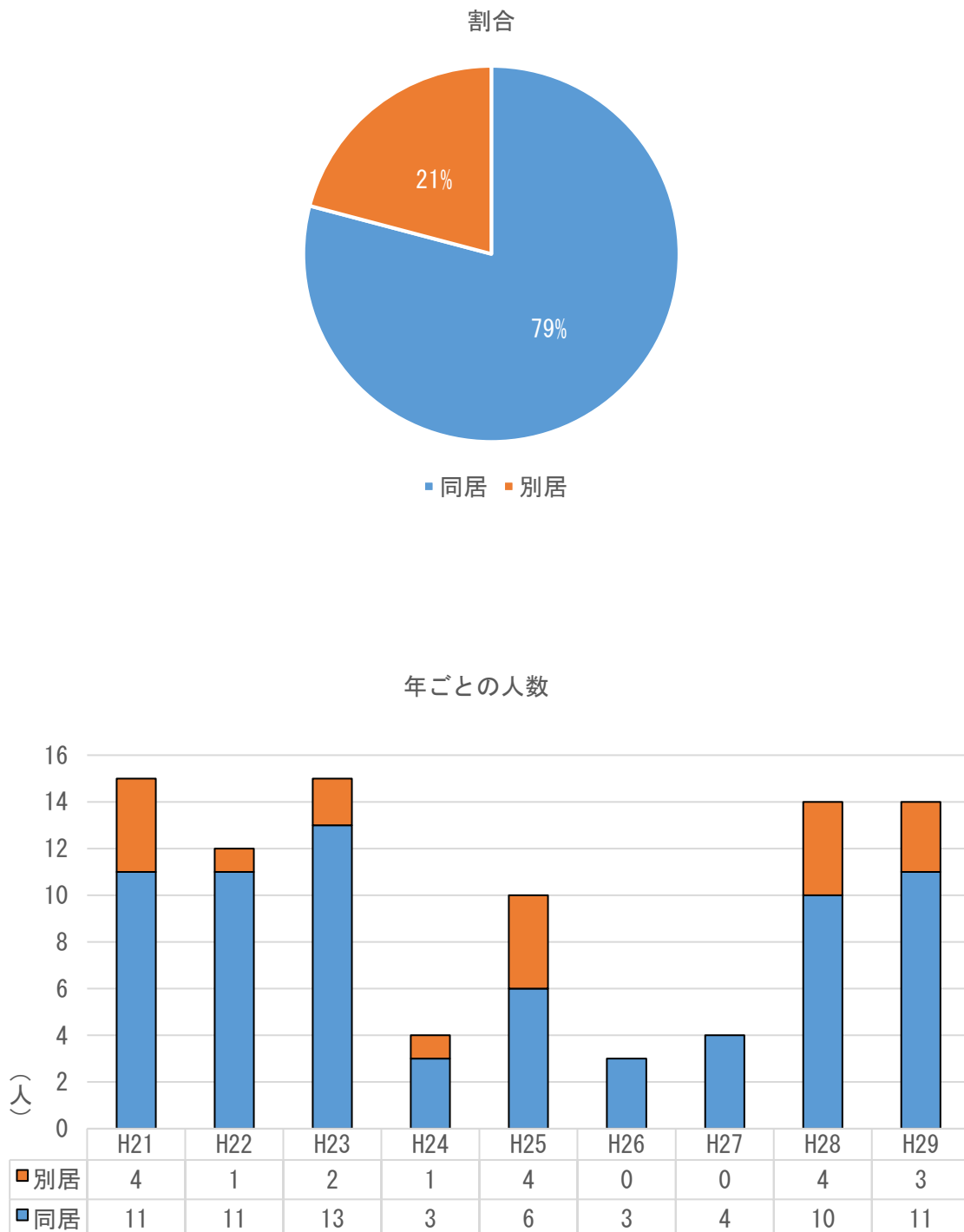
自殺で亡くなる方の原因は、不詳を除くと、1 位は健康問題、2 位は経済・生活問題、3 位は家庭問題・勤務問題でした。傾向としては、全国、秋田県と同様です。



出典：警察庁「自殺統計」（自殺日・住居地）

## 6. 同居・別居の別（平成 21 年から平成 29 年の合計）

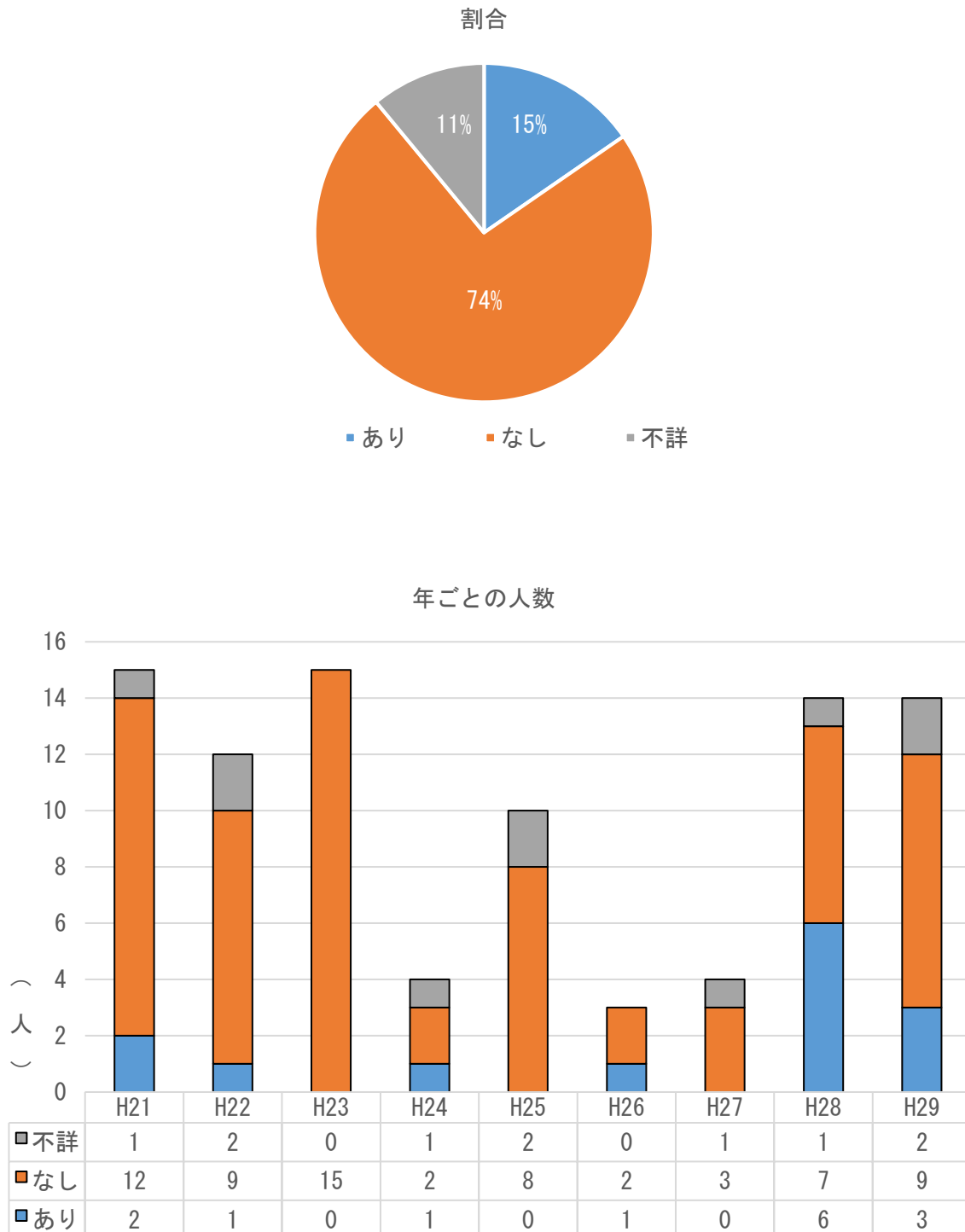
自殺で亡くなられた方を同居人の有無別で見ると、同居者がいる場合のほうが、いない場合より多くなっています。



出典：警察庁「自殺統計」（自殺日・住居地）

## 7. 自殺未遂の有無（平成 21 年から平成 29 年の合計）

自殺で亡くなられた方を自殺未遂の有無でみると、自殺未遂歴なしの方のほうがありの方より多くなっています。



出典：警察庁「自殺統計」（自殺日・住居地）

## 8. 優先的支援が求められる対象群

平成 24～28 年の 5 年間ににおける自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、市において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位 5 区分が示されました。

また、この属性情報から、市において推奨される重点施策として、「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」に対する取組が挙げられました。

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺率 (10 万対)	背景にある主な自殺の 危機経路
1 位:男性 60 歳以上 無職同居	6	17.1%	39.3	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2 位:女性 60 歳以上 無職同居	6	17.1%	22.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3 位:男性 40～59 歳 無職独居	2	5.7%	622.3	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4 位:男性 20～39 歳 無職同居	2	5.7%	135.9	①【30 代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺／②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5 位:男性 60 歳以上 無職独居	2	5.7%	80.1	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

※1 順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としました。

※2 自殺死亡率の母数（人口）は平成27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

※3 NPO 法人ライフリンクが行った500 人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は、平均すると 4 つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（詳細は『自殺実態白書 2013』（NPO 法人ライフリンク））。上記表の「背景にある主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

## 9. 市民意識調査

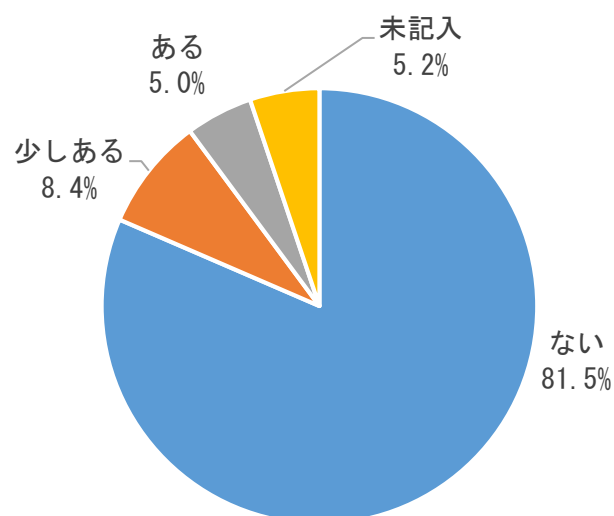
「健康おが21」の中間評価アンケートにおいて、こころの健康について調査しました。その結果、「10人に1人が、1か月の間に死にたいと思ったことがあった」ことが分かりました。また、「10人に1人が、身近に悩みや心配事を聞いてくれる人がいない」と感じている人がいるということが分かりました。一方で、身近な人が悩んでいるときには、「10人に8人が何らかの働きかけをしたい」と考えていることが分かりました。

【調査名】	男鹿市健康づくりに関する調査
【調査方法】	郵送法
【調査機関】	平成30年7月
【調査対象】	住民基本台帳に登録された30歳以上の男女1,500人（無作為抽出）
【回答者数】	562人（回答率37.5%）

### (1) 10人に1人が、1か月の間に死にたいと思ったことがある。

「あなたは、この1カ月間、『死にたい』と思ったことがありますか。」という質問に対して、「少しある」と回答したのは8.4%、「ある」と回答したのは5.0%と、合計13.4%の人が、1か月の間に死にたいと思ったことがあると回答しました。

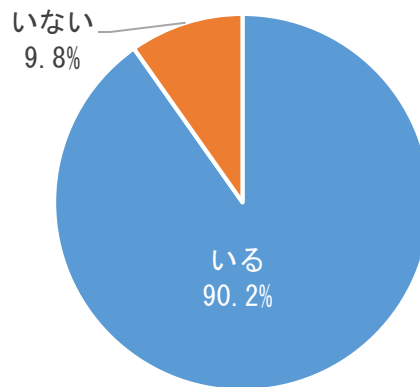
1か月の間に「死にたい」と思ったことがありますか



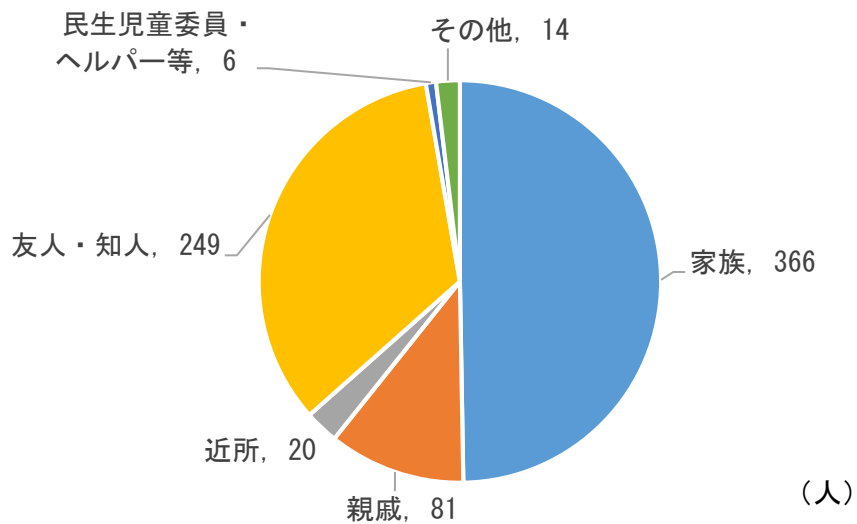
(2) 10人に1人が、身近に心配ごとや悩みごとを聞いてくれる人がいないと感じている。

「あなたの身近に、心配ごとや悩みごとを聞いてくれる人はいますか（複数回答可）」という質問に対して、9.8%の人が「いない」と回答しました。

あなたの身近に、  
心配ごとや悩みごとを聞いてくれる人はいますか



「いる」の内訳・複数回答

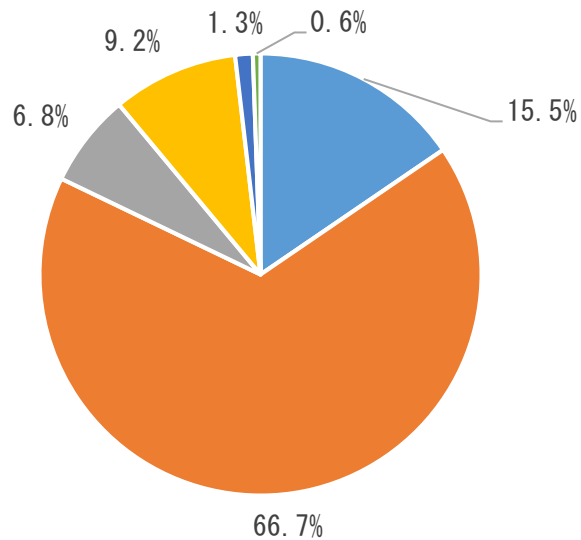




(3) 身近な人が悩んでいるときには、10人に8人が何らかの働きかけをしたいと考えている。

「あなたの身近な人が心配ごとや悩みごとを抱えているときにあなたならどうしますか」という質問に対して、「積極的に悩みごとや心配ごとを聞いて、必要なら専門家に伝える」という人が15.5%、「自分でできる範囲で声をかける」という人が66.7%と、合計82.2%の人が何らかの働きかけをしたいと考えていると回答しました。

あなたの身近な人が心配ごとや悩みごとを抱えているときにあなたならどうしますか



- 積極的に悩みごとや心配ごとを聞いて、必要なら専門家に伝える
- 自分でできる範囲で声をかける
- 様子を静かに見守る
- 何ができるかわからない
- なるべく関わりを持ちたくない
- その他

### 第3章 自殺対策の基本方針

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、次の5点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。

- 1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する。
- 2 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組を推進する。
- 3 対応のレベルと段階に応じた、さまざまな施策を効果的に連動させる
- 4 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪で推進する。
- 5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取組む。

#### 1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

#### 自殺のリスクが高まる時

生きることの促進要因 < 生きることの阻害要因

生きることの促進要因	生きることの阻害要因
将来の夢	将来への不安や絶望感
家族や友人との信頼関係	失業や不安定雇用
やりがいのある仕事や趣味	過重労働
経済的な安定	借金や貧困
ライフスキル(問題対処能力)	家族や周囲からの虐待、いじめ
信仰	病気、介護疲れ
社会や地域に対する信頼感	社会や地域に対する不信感
楽しかった過去の思い出	孤独
自己肯定感 など	役割喪失感 など

NPO 法人ライフリンク作成

## 2 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組を推進する

NPO法人ライフリンクによる自死遺族への聞き取り調査によると、自殺で亡くなった人のうちおよそ7割の人が、自殺で亡くなる前にどこかの専門機関に相談に行っていたとされています。さまざまな悩みを抱えた人が何とかたどり着いた相談先で、確実に必要な支援につながるができるよう、さまざまな分野の支援機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めることが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

## 3 対応のレベルと段階に応じた、さまざまな施策を効果的に連動させる

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個々人の問題解決に取組む「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応よりもさらに前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされます。

## 4 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪で推進する

効果的な自殺対策を展開するためには、当事者へのさまざまな支援策の展開や、支援関係者との連携を図るなどの実践的な取組だけでなく、この実践的な取組が地域に広がり、そして根付くために、自殺対策に関する周知・啓発と両輪で推進していくことが重要です。

特に自殺に対する基本的な理解や、危機に陥った人の心情や背景への理解を進め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが求められます。

すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、雇用問題や金銭問題などのケースに応じて、相談機関へつなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取組んでいくことが重要です。

## 5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取組む

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良い男鹿」を実現するためには、市だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民の皆さ

ん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

## 第4章 いのちを支える自殺対策における取組

### 1 生きる支援の7本柱

男鹿市では、市の自殺実態や市民意識調査の結果を踏まえ、かつ自殺対策の基本方針に則り、「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良い男鹿」の実現を目指して、主に以下の7つの施策を展開していきます。

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 子ども・若年層への支援
- (6) 高齢者への支援
- (7) 失業・無職・生活に困窮している人への支援

これらの施策のうち、(1)～(5)の施策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においても全国的に実施されることが望ましいとされている基本的な取組です。

また、(6)～(7)の取組は、これまで市において特に自殺の実態が深刻であった高齢者、自殺のリスクを抱えている失業・無職や生活に困窮する方々に焦点を絞った取組です。これらの取組については、自殺総合対策推進センターが作成した男鹿市の「自殺実態プロファイル」において、特に重点的に支援を展開する必要があるとされています。

## (1) 地域におけるネットワークの強化

### ① 現状と課題

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題など様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが重要となります。このため、生活支援を中心とした相談支援機関等の連携を図ることが必要です。

### ② 施策の展開

#### ○ 「オール男鹿」での取り組み

- ・ 市の自殺対策を「オール男鹿」で推進するため、庁内各部署が連携し、市長をトップとした自殺対策推進本部を設置します。(健康子育て課)
- ・ 保健、医療、福祉に関する計画等における施策を踏まえつつ、各種委員会、協議会等において、関係機関が連携し、対象者が抱える複合的課題に関する具体的な対応策を協議します。(健康子育て課、福祉課、介護サービス課、学校教育課、男鹿みなど市民病院)
- ・ 心の問題、健康問題、経済・生活問題、法律問題、福祉問題、労働問題など、相談対応の充実を図り、相談機関の連携を促進します。(全庁)

#### ○ 県や他機関との連携

- ・ 自殺は、個人の問題ではなく社会的な問題であるため、県内の自治体、自殺対策に取り組む民間団体や個人等が参画する自殺予防県民運動組織である「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」の一員として、自殺対策を推進します。(健康子育て課)

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

### ① 現状と課題

自殺を予防するため、自殺や自殺関連事象（多重債務、うつ病等）に関する正しい知識を普及し、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、メンタルヘルスサポーター等の養成と資質の向上が必要です。

### ② 施策の展開

#### ○市職員の資質向上

- ・ 市職員が、自殺の実態を理解し、生き心地の良いまちづくりに対する意識を高め、実践的な知識やスキルを身に付けられるよう、自殺対策に対する研修を受講します。（全庁）

#### ○ボランティアの養成と資質向上

- ・ 地域で心の健康づくり・自殺予防を呼びかけるボランティア（メンタルヘルスサポーター等）の人材を養成し、資質の向上を図ります。（健康子育て課）

#### ○民間団体等の活動支援

- ・ 民間団体等が行う自殺の防止、自死遺族等の支援等に資する活動を支援します。（健康子育て課）
- ・ 精神障害者の社会復帰を促進することを目的とする団体のボランティア活動を支援します。（福祉課）

評価指数	平成 29 年度 (現状)	平成 35 年度 (計画目標)	平成 39 年度 (参考)
メンタルヘルスサポーター登録者数	120 名	100 名	100 名
メンタルヘルスサポーター養成講座 受講者数 (実数)	11 名	20 名/ 平成 30～34 年	40 名/ 平成 30～39 年
メンタルヘルスサポーターフォロー アップ研修会参加者数 (概数)	16 名	250 名/ 平成 30～34 年	500 名/ 平成 30～39 年
市職員の自殺対策に関する研修を受 講したことがある人の割合		1 / 3 以上	2 / 3 以上

人口減が進んでいること、メンタルヘルスサポーターが高齢化しており活動継続が難しく退会者が生じる可能性があることから、メンタルヘルスサポーターの登録目標者数は減少したうえでの維持を目標としました。



### (3) 市民への啓発と周知

#### ① 現状と課題

自殺の問題は、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解と関心を高める必要があります。また、自殺に対する誤った認識や偏見があることから、こうした考え方の解消を図るとともに、命や暮らしの危機に陥った場合には問題を一人で抱え込まずに誰かに援助を求めることが重要であるという意識を定着させていく必要があります。

#### ② 施策の展開

##### ○自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

- ・ 自殺対策への関心を高めるために設定された自殺予防週間、自殺対策強化月間、いのちの日、秋田県いのちの日などに合わせてキャンペーンを実施し、自殺や自殺関連事象（多重債務、うつ病等）に対する正しい知識の普及を推進するとともに、様々な相談に対応する相談機関を周知し、悩みがある場合には一人で抱え込まずに相談するよう啓発します。（健康子育て課）
- ・ 市民に対する自殺に関する正しい知識の普及・啓発のため、自殺対策に資する講演会やシンポジウム等への参加を促します。（健康子育て課）
- ・ うつ病等に罹患していると思われる方には、保健師、臨床心理士等による面談により医療機関の早期の受診等を勧奨します。（健康子育て課）

##### ○相談体制の充実、相談窓口情報等の分かりやすい発信

- ・ 保健師、臨床心理士等、ケースに応じた専門職が電話相談、来所相談に応じるほか、家庭訪問等による相談にも対応します。（健康子育て課）
- ・ 市広報紙、ホームページ等の広報媒体等を活用し、様々な悩み事の相談窓口等に関する情報提供を行います。（全庁）

評価指数	平成 35 年度 (計画目標)	平成 39 年度 (参考)
自殺予防週間、自殺対策強化月間等（いのちの日等含む）を聞いたことがある人の割合	1 / 3 以上	2 / 3 以上
困りごとがあった際に、何らかの相談先を知っている人の割合（市役所、保健センター、県「ふきのとうホットライン」等）	1 / 3 以上	2 / 3 以上
メンタルヘルスサポーター、ゲートキーパーについて聞いたことがある人の割合	1 / 3 以上	2 / 3 以上

※自殺予防週間等について

- ・ 自殺予防週間 9月10日～16日、自殺対策強化月間は3月。いずれも、自殺対策の重要性に関する理解と関心を深める等のため、自殺対策基本法第7条第2項に規定。
- ・ いのちの日 12月1日。厚生労働省の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」における心の健康問題に関する正しい理解の普及・啓発のために平成13年に制定。
- ・ 秋田県いのちの日 3月1日（みんなのいのち）。秋田ふきのとう県民運動実行委員会が県民総参加の気運を醸成するため、平成22年7月16日に決定し、同年9月18日の県民運動大会で公表。

※「ふきのとうホットライン」について

様々な分野の相談窓口として、民間や行政など19分野90相談機関が連携して電話相談や対面相談等を行っています。

※ 上記の評価指標については、平成35年度「健康おが21」評価の際に、新たに追加して把握するものとします。

#### (4) 生きることの促進要因への支援

##### ① 現状と課題

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」よりも、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回った時です。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。

##### ② 施策の展開

###### ○生活における困りごと相談の充実

- ・ それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと(健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まい、労働等)に応じて、関係機関が連携を図りながら相談に対応します。(全庁)

###### ○勤労者のメンタルヘルス対策の推進

- ・ 仕事と生活を調和させ、健康で充実した生活を送ることができる社会の実現のため、相談体制の整備や過労死防止やメンタルヘルスに関する啓発活動など、メンタルヘルス対策を推進します。(健康子育て課、総務課)
- ・ 労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。(学校教育課)
- ・ 学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図ります。(学校教育課)

###### ○妊娠・出産・子育てに係るメンタルヘルス対策の推進

- ・ 周産期に発症するうつ症状や子育て期に感じるストレスを軽減し、適切な支援が受けられるよう対策を推進します。(健康子育て課)
- ・ 男鹿市家庭教育支援チームにより、子育てをする保護者を対象に悩みを相談できる場や学習機会の提供等を行い、家庭教育を支援します。(生涯学習室)

###### ○からだの健康づくりの推進

- ・ 各種健康教室の実施などを通し、生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、健康の保持増進に努めます。(健康子育て課)
- ・ がん治療に伴う医療用補正具購入費用の一部を助成することにより、がん治療と就労や社会参画の両立、購入に伴う経済的負担の軽減を図ります。(健康子育て課)
- ・ 健康診査(特定健診、がん検診)を行うことにより、疾病の早期発見・治療につなげます。(健康子育て課)
- ・ 予防接種法に基づき、定期の予防接種を実施し、感染症の予防に努めます。(健康子育て課)
- ・ インフルエンザの蔓延・重症化防止のため、高齢者及び乳幼児の接種機会を設けます。(健康子育て課)
- ・ 休日・夜間の急病患者に対する診療を実施します。(男鹿みなと市民病院)
- ・ 医療に関する相談に応じます。(男鹿みなと市民病院)

#### ○居場所づくりとの連動による支援

- ・ お茶っこサロン等、市民ボランティアによるサロン運営等の居場所づくりを支援します。(健康子育て課)
- ・ 市内小学生を対象として、放課後の空き教室を利用し、地域の方を講師とした放課後子ども教室などの体験教室を開催します。(生涯学習室)

#### ○障がい者(児)への支援

- ・ 特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談支援を行います。(学校教育課)
- ・ 身体、知的障害者相談員が相談に応じます。(福祉課)
- ・ 特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。(学校教育課)
- ・ 特別な支援を要する児童生徒の学校生活を支援します。(学校教育課)

- ・ 障がい者計画及び障がい福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定及び進捗管理を行います。(福祉課)
- ・ 日常生活が困難な心身障がい者(児)の社会参加のための手当を支給します。(福祉課)
- ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などを行います。(福祉課)
- ・ 障害者総合支援法に規定される、居宅介護、就労継続支援等の障害福祉サービス費を支給します。(福祉課)
- ・ 障害を理由とする差別の解消を推進するため、男鹿市職員対応要領、職員対応ハンドブックの作成、及び障害者差別解消支援地域協議会を設置している他、広報やホームページで広報に努めます。(福祉課)
- ・ 障害児・者の医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークを構築します。(福祉課)
- ・ 障害者虐待防止センターとして、通報や相談があった際の対応にあたります。(福祉課)
- ・ 聴覚障害者、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話による日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する手話奉仕員を養成します。(福祉課)
- ・ 聴覚障害者のコミュニケーション支援のために手話通訳者を派遣します。(福祉課)
- ・ 障害者を対象にスポーツレクリエーションの活動を支援します。(福祉課)

#### ○家族等の身近な支援者に対する支援

- ・ 自殺未遂者やその家族、自死遺族等の心のケアを図るため、臨床心理士、保健師による相談を実施します。(健康子育て課)

## (5) 子ども・若年層への支援

### ① 現状と課題

10代の死因の第1位は自殺であり、若年層が自殺に追い込まれないよう、抱えた悩みや問題が深刻化する前に必要な支援につながる取り組みが求められます。特に、自殺対策基本法の改正により、大綱に「SOSの出し方に関する教育」の実施が盛り込まれたことから、児童生徒が、直面する問題に対処する力やライフスキルを習得できるよう取り組む必要があります。また、妊娠・出産・育児に関与した自殺もあり、子育て世代の若年層への支援も必要です。

### ② 施策の展開

#### ○児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

- ・ 社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。（学校教育課、健康子育て課）
- ・ 悩みや問題を抱えた児童生徒の相談に、教員、臨床心理士、保健師等が応じます。（学校教育課、健康子育て課）
- ・ スクールカウンセラーやソーシャルスクールワーカーなど、学校への専門家の派遣を行い、学校生活や心の健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。（学校教育課）

#### ○児童生徒が出したSOSを受け止める大人の育成

- ・ 周囲の大人が児童生徒の心の状態に関心を向けサポートすることができるよう、啓発活動を行います。（健康子育て課、学校教育課）
- ・ 学校運営協議会を開催し、学校と地域が熟議をし、地域と協働してめざす子ども像の具現化を図ります（学校教育課）
- ・ 県教育委員会と連携し、問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させます。（学校教育課）
- ・ いじめ問題対策委員会の開催や、男鹿市生徒指導の重点の配付、いじめ認知定期報告などにより、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。（学校教育課、福祉課、健康子育て課）

- ・ 子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員（心理）が対面で応じます。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も対応します。（学校教育課）

○不登校・ひきこもりへの支援

- ・ 保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下で、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行います。（学校教育課、福祉課、健康子育て課）
- ・ 潟上・南秋田郡の6市町村が共同出資で適応指導教室「中央さわやか教室」を運営します。（学校教育課）

○妊娠・出産から就学後までの期間における一貫した支援の推進

- ・ 母子父子手帳の交付、ママサポート 119、妊婦健診、訪問指導、乳幼児健康診査、子育てひろばの実施、不妊治療費助成など、安心して産み育てられる支援を行います。（健康子育て課）
- ・ 幼保小中の連携により相互の取組を共有し、情報共有を密にすることで、児童生徒の円滑な接続を支援します。（学校教育課、健康子育て課）

	平成 30年度 (現状)	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度 (計画目標)	平成 39年度 (参考)
SOS の出し方に関する教育の実施校数	—	10%	20%	30%	40%	100%

※平成30年度は、助産師によるいのちの教室を実施

## (6) 高齢者への支援

### ① 現状と課題

高齢化が進む本市において、高齢者が引き続き地域の中で生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを推進する必要があります。

### ② 施策の展開

#### ○ 高齢者への相談支援

- ・ 高齢者本人や家族の、生活や健康、介護等への不安や悩みに対して、関係機関・団体等が連携して相談に対応します。(介護サービス課、健康子育て課)
- ・ 適切なサービス等につながる方法が見つからない、生活上の問題が解決できない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を安心して続けられるよう、専門的・継続的視点から関係機関と連携し、必要な支援を行います。(介護サービス課)
- ・ 市内3ヶ所の在宅介護支援センターと連携を図り、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談をすべて受け止め、適切な機関・制度サービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローしていきます。(介護サービス課)
- ・ 65歳以上で高齢者虐待や経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者の施設入所手続きを行います。(福祉課)

#### ○ 高齢者の孤立の防止

- ・ 地域において自主的な介護予防活動が実施されるとともに、その活動に高齢者が積極的に参加をするような地域づくりを目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や自主的な介護予防のための地域活動の育成・支援を行います。(介護サービス課)
- ・ 老人クラブ事業及び市町村老人クラブ連合会事業として、老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会が行う生きがい・健康づくり活動に対する支援を行います。(福祉課)
- ・ 長年にわたり社会の進展に寄与された高齢者を敬愛し、祝福するため、敬老会を行います。(福祉課)



## (7) 失業・無職・生活に困窮している人への支援

### ① 現状と課題

複合的な課題を抱える失業・無職・生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、自殺対策の相談窓口で把握した支援を必要としている人を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めるなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していく必要があります。

### ② 施策の展開

#### ○相談窓口の設置強化

- ・ 生活苦や借金等の悩みを抱える方の相談に応じます。(消費生活センター)
- ・ 生活保護に至っていない生活困窮者に対し、生活困窮者主任相談支援員、相談支援員、就労支援員が連携し、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行います。(福祉課)
- ・ 水道、ガス使用料金の滞納者より電話等にて期日までの支払いが困難との問合せがあれば、納付相談や翌月に繰り延べ、もしくは分割納付等の支払相談に応じます。(企業局管理課)

#### ○生活困窮者への支援の充実

- ・ 経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。また、就学に必要な奨学金の貸与を行います。(学校教育課)
- ・ 離職により住宅を失った生活困窮者に対し家賃相当の「住居確保給付金」を支給します。(福祉課)
- ・ 生活に困窮している最低限度生活を保障するだけでなく、積極的にそれらの人々の自立の助長を図ります。(福祉課)
- ・ 父または母と生計を同じくしていない児童がいる家庭に対して、生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給します。(健康子育て課)

## 2. 生きる支援関連施策

事業名	主管課 (関係課)	事業内容	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きることの支援	子ども・若年層支援	高齢者支援	失業・無職・生活困窮者支援
行政の情報提供(広報等による情報発信)	企画政策課 (庁内各課)	行政に関する情報・生活情報を発信します。(自治体のホームページ/フェイスブックによる情報発信、広報紙等の編集・発行)	●		●	●			
首長定例記者会見	企画政策課 (庁内各課)	首長自らが、行政施策の発表を行うことにより、新聞・テレビ等を通じて行政の情報がより効果的に報道されることで行政と住民との情報の共有化を促進し、住民とのパートナーシップに基づく行政運営に努めます。	●		●	●			
住民ガイドブック(くらしの便利帳)の発行	企画政策課 (庁内各課)	行政のしくみや役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるように住民ガイドブックを発行します。	●		●	●			
首長とふれあいトーク	企画政策課 (関係各課)	首長が自ら地域や住民の活動の場などに出向き、行政について住民と語り合い、行政に関する意見や意向等を聴取することで、行政運営につなげます。	●		●	●			

事業名	主管課 (関係課)	事業内容	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きることの支援	子ども・若年層支援	高齢者支援	失業・無職・生活困窮者支援
町内会交付金事業	企画政策課	市民生活の基盤となる地域連携・連帯や町内会が担っている行政との協力・協働などの公共的な活動、災害時共助の核となる自主防災組織を支援します。	●		●	●			
生活保護各種扶助	福祉課	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助を行います。	●			●			●
母子・父子自立支援員の設置事業	福祉課	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図ります。	●	●		●	●		●
家庭児童相談室設置事業	福祉課	相談、指導を行う家庭児童相談員を配置し、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図ります。	●	●		●	●		
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	福祉課	小児慢性特定疾患を患う児童に対し、電気式たん吸引器の購入費を助成します。				●	●		

事業名	主管課 (関係課)	事業内容	ネット ワーク 強化	人材 育成	市民 への 啓発 と 周知	生 き る こ と の 支 援	子 ど も ・ 若 年 層 支 援	高 齢 者 支 援	失 業 ・ 無 職 ・ 生 活 困 窮 者 支 援	
地域福祉 総合推進 事業	福祉課	福祉コミュニティ形成を支援します。(地域三世代交流事業、地域福祉団体形成への活動普及啓発事業)	●	●	●	●	●	●	●	
		在宅福祉ネットワークの充実を図ります。(地域ネットワーク活動、ネットワーク研修会・実務者研修会、要援護者訪問活動、会議・チラシ作成)	●	●	●	●	●	●	●	●
		ボランティア活動を支援します。(ボランティア活動推進、奨励活動、研修及び交流、ボランティア保険加入、新規ボランティア活動団体等活動支援)	●	●	●	●	●	●	●	●
公害・環境 関係の苦 情相談	生活環境課	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図ります。	●			●				
交通安全 対策	生活環境課	交通事故に関する相談や助言等を行います。	●			●				

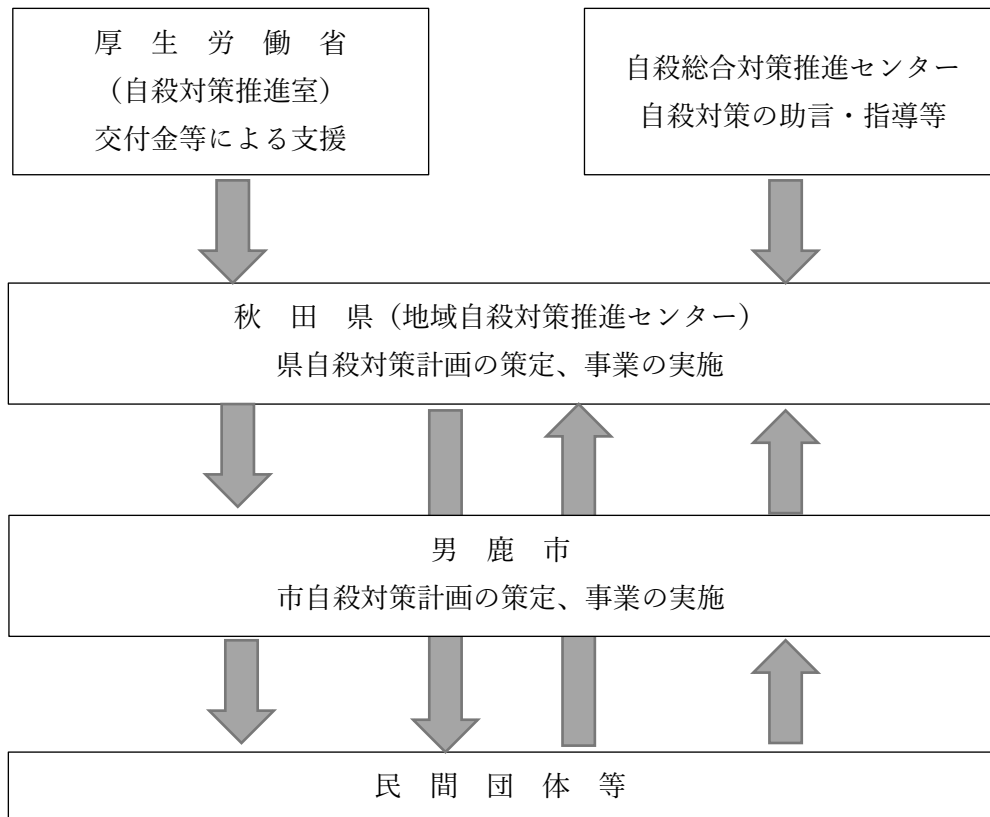
事業名	主管課 (関係課)	事業内容	ネット ワーク 強化	人材 育成	市民 への 啓発 と周 知	生 き る こ と の 支 援	子 ど も ・ 若 年 層 支 援	高 齢 者 支 援	失 業 ・ 無 職 ・ 生 活 困 窮 者 支 援	
安全・安心 まちづ くり事業	生活環境課 (教育委員 会、観光課、 健康子育て、 福祉課)	「安全・安心まちづくり条例」に基づき、住民みんなが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを総合的に推進するため、「安全・安心まちづくり推進会議」において、安全・安心に係る各種施策などについて協議します。	●	●	●	●				
		セーフコミュニティ等の安全・安心なまちづくりをより効果的に推進するために、引き続き「安全・安心まちづくりアドバイザー」を設置します。	●	●	●	●				
		「暴力団排除条例」に基づき、暴力団排除に係る広報、啓発に取り組みます。	●		●	●				
保育の実施	健康子育て課	家庭での保育が困難な乳幼児を保育園で保育し、保護者との相互理解を図りながら子育てを支援します。	●			●	●			
放課後児童健全育成事業	健康子育て課 (学校教育課)	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び学校休業日に学童クラブで保育します。	●			●	●			

事業名	主管課 (関係課)	事業内容	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きることの支援	子ども・若年層支援	高齢者支援	失業・無職・生活困窮者支援
男鹿市就業資格取得支援助成金	男鹿まるごと 売込課	求職者に対し、就業する上で有利となる資格の取得に要する費用の1/2(上限5万、年度内1回限り)を助成します。				●			●
中小企業振興資金融資あっせん制度	男鹿まるごと 売込課	市内中小企業者及び創業者の経営振興に資するために必要な資金の融資をあっせんします。保証料については市が全額補給します。				●			
サンワーク男鹿の運営	男鹿まるごと 売込課	勤労者をはじめとした市民へ教養、文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供し、健康維持増進と心身の健全な発達を支援します。	●	●		●			
公営住宅	建設課	公営住宅の管理・公募を行います。	●		●	●			●
公園・児童遊園等	建設課 健康子育て課	公園・児童遊園等の管理、補修、整備を行います。				●	●	●	

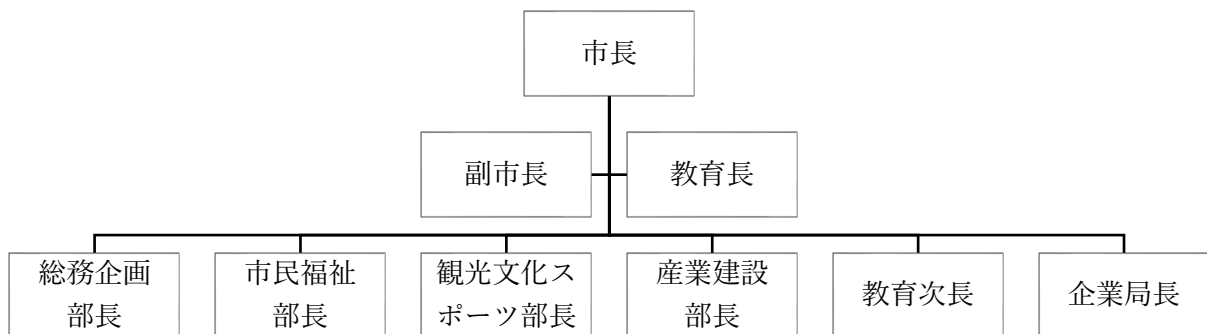
事業名	主管課 (関係課)	事業内容	ネットワーク強化	人材育成	市民への啓発と周知	生きることの支援	子ども・若年層支援	高齢者支援	失業・無職・生活困窮者支援
性に関する指導推進事業	学校教育課	県教育委員会と連携し、児童生徒等に、産婦人科などの専門医、助産師を講師とし中学校に派遣し、性に関する指導の充実を図ります。				●	●		
病院運営	男鹿みなど市民病院	地域住民の信頼と期待に応える地域医療の担い手として、また、地域包括ケアシステムにおける急性期医療を提供する地域の中核的な医療機関として、総合診療基盤に基づく医療の提供を行います。	●		●	●	●	●	

## 第5章 自殺対策の推進体制

### 1. 自殺対策組織の関係図



### 2. 男鹿市自殺対策推進本部



### 3. 自殺対策の担当課 (計画策定事務局)

〒010-0511 男鹿市船川港船川字片田74番地 男鹿市市民福祉部健康子育て課健康班  
電話：0185-24-3400 FAX：0185-24-3333



## 第6章 参考資料

### 1. 自殺対策基本法（平成28年3月30日改正、同年4月1日施行）

（平成十八年六月二十一日）

（法律第八十五号）

改正 平成二七年九月一一日法律第六六号

同二八年三月三〇日同第一一号

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

#### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関

する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
  - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施

を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

2. 自殺総合対策大綱（概要）

# 「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

## 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す  
自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「**生きることの促進要因を増やすこと**を通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**」

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが**追い込まれた**未の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態は**いまだ**続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクル**を通じて**推進**する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. 関連施策との**有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気つきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

### 第5 自殺対策の数値目標

➤ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**  
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、  
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

# 自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み例：よりせいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p><b>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自殺対策プロアイ</li> <li>・地域自殺対策の政策パッケージの作成</li> <li>・地域自殺対策計画の策定</li> <li>・地域自殺対策推進センターの支援</li> <li>・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進</li> </ul>	<p><b>2. 国民一人ひとりの気つきと見守りを促す</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施</li> <li>・児童生徒の自殺対策に関する教育の実施</li> <li>・(SOS)の出し方に関する教育の推進</li> <li>・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及</li> <li>・うつ病等についての普及啓蒙の推進</li> </ul>	<p><b>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究、検証・成果活用</li> <li>・(基幹的自殺研究推進プログラム)</li> <li>・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供</li> <li>・子ども・若者の自殺発言</li> <li>・原因究明制度との連携</li> <li>・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析</li> </ul>	<p><b>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療等に関する専門職などを養成する大学や専門学校等との連携</li> <li>・自殺対策の連携調整を担う人材の養成</li> <li>・かかりつけ医の資質向上</li> <li>・教職員に対する普及啓蒙</li> <li>・地域保健・産業保健スタッフの資質向上</li> <li>・ゲートキーパーの養成</li> <li>・家族や知人等を含めた支援者への支援</li> </ul>	<p><b>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・地域における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>・学校における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進</li> </ul>	<p><b>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置</li> <li>・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等</li> <li>・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策</li> </ul>
<p><b>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT（インターネットやSNS等）の活用</li> <li>・ひきこもり児童生徒、性被害・性暴力被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実</li> <li>・妊産婦への支援の充実</li> <li>・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化</li> <li>・関係機関等の連携に必要情報共有の周知</li> <li>・自殺対策に資する職場づくりの推進</li> </ul>	<p><b>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自殺未遂者支援拠点機能を担う医療機関の整備</li> <li>・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化</li> <li>・居場所づくりとの連携による支援</li> <li>・相談等の身近な支援者に対する支援</li> <li>・学校、職場等での事後対応の促進</li> </ul>	<p><b>9. 道された人への支援を充実する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の自助グループ等の運営支援</li> <li>・学校、職場等での事後対応の促進</li> <li>・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等</li> <li>・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上</li> <li>・遺児等への支援</li> </ul>	<p><b>10. 民間団体との連携を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体の人材育成に対する支援</li> <li>・地域における連携体制の確立</li> <li>・民間団体の相談事業に対する支援</li> <li>・民間団体の先駆的、試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援</li> </ul>	<p><b>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを苦にした子どもの自殺の予防</li> <li>・学生・生徒への支援充実</li> <li>・SOSの出し方に関する教育の推進</li> <li>・子どもへの支援の充実</li> <li>・若者への支援の充実</li> <li>・若者の特性に応じた支援の充実</li> <li>・知人等への支援</li> </ul>	<p><b>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の是正</li> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・ハラスメント防止対策</li> </ul>

### 3. 男鹿市自殺対策推進本部設置要綱

## 男鹿市自殺対策推進本部設置要綱

#### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、男鹿市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

#### (組織及び構成員)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

#### (本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 本部の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。



(幹事会)

第6条 本部の所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職員をもって組織する。

3 健康子育て課長は、必要に応じて幹事会を招集し、会議を進行する。

4 健康子育て課長は、幹事会における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、健康子育て課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年8月28日から施行する。

別表第1

総務企画部長、市民福祉部長、観光文化スポーツ部長、産業建設部長、教育次長、企業局長
---

別表第2

企画政策課長、総務課長、財政課長、税務課長、福祉課長、介護サービス課長、生活環境課長、健康子育て課長、観光課長、男鹿まるごと売込課長、文化スポーツ課長、農林水産課長、建設課長、学校教育課長、男鹿みなと市民病院事務局長、企業局管理課長
--